

公 募 公 告

登記所備付地図作成作業用事務所賃貸借を希望する者の募集について、下記のとおり公募する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 契 約 名 登記所備付地図作成作業用事務所賃貸借契約
- (2) 契 約 期 間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
ただし、本契約当事者の責めに帰すべき事由等、本契約を継続し難い特段の事由が生じた場合を除き、平成33年1月31日を限度に再契約できるものとする。
- (3) 事務所の仕様 後記3による

2 公募参加者の資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 仲介人として公募に参加する場合にあつては、国土交通大臣又は福岡県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するもの又はこれに準ずるものとして、明らかに契約当事者として不適当と認められる者でないこと。
- (4) 福岡法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (5) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている機関に該当しないものであること。
なお、指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。
- (6) 募集要領の交付を受けた者であること。

3 事務所の仕様について

登記所備付地図作成作業用事務所については、次の各号の要件を満たすことが必要である。

(1) 開設場所

登記所備付地図作成作業区域内又はその隣接区域内であること（対象区域は、北九州市八幡東区中央一丁目及び同区末広町の全部）。

(2) 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの賃貸が可能であること。ただし、本契約当事者の責めに帰すべき事由等、本契約を継続し難い特段の事由が生じた場合を除き、平成33年1月31日を限度に再契約できるものとする。

(3) 事務所面積

事務室として使用可能な床面積が60平方メートル以上であること。
また、一部屋として利用できること。

(4) 賃貸条件

ア 賃貸借料は、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 敷金、礼金及び保証金が不要であること。

ウ 火災保険の加入が不要であること。

エ 事務所として直ちに入居できる状態にあること。

オ 電話回線、電気設備、水道施設及びトイレを完備していること。

カ 冷暖房設備を備えていること。

キ 1台分の駐車場を確保すること（事務所敷地内に確保できない場合には、近隣に確保することでも可とする。）。

(5) 構造

防火の観点から非木造であること。

機械警備による設備の設置が可能であること。

(6) その他

登記所備付地図作成作業用事務所としての使用に支障を来す又は支障を来すおそれのある事情が存在しないこと。

4 公募に関する問い合わせ、募集要領の交付場所

(1) 期間

公告の日から平成30年11月28日（水）午後5時15分まで

(2) 場所

〒810-8513

福岡市中央区舞鶴三丁目5番25号 福岡第1法務総合庁舎4階

福岡法務局会計課用度係（担当 山田）

電話 092-721-9261 内線421

5 公募申込み

公募に参加する者は、平成30年11月28日（月）午後5時15分までに募集要領に定める書類を添付の上、公募参加申込書を前記4(2)の場所に提出すること（郵便による場合は、同日時までに必着とする。）。

以上、公告する。

平成30年11月14日

支出負担行為担当官

福岡法務局長 鎌倉克彦